

良き人生の終焉を迎えるための終活マガジン

葬祭流儀



そうざいりゅうぎ

定価 980 yen

人生の終焉を自分で決めて今を生きる

「終活」大特集



「匠の技」

仏師・江場琳賢、

琳観の世界

葬儀の最新事情

送りたい、送られない

感動のお葬式

弔事の基本

もしもの時の疑問解明Q&A

新しい供養のカタチ

ハッピーエンディング対談
リポーター 東海林のり子さん × 葬儀司会者 木野島光美さん
流通ジャーナリスト 金子哲雄さんの「終活」

『平穩死』は 実現できる

■長尾クリニック院長

長尾 和宏さん

Kazuhiro Nagao

自宅こそ最高の特別室

在宅療養に積極的に取り組まれている長尾クリニックの長尾和宏院長は、かつて研修医時代に立ち会った数え切れないほどの『延命死』に疑念を抱いたと言います。

「終末期のがん患者さんが連日救急車で運ばれてくる救急病院でした。これ以上何をしても無駄だと知りながらも延命措置を繰り返す中で、人は死ぬとき、なぜここまで苦しまなくてはならないのか、医者が余計なことをするから苦しむんじゃないかと感じ、自分がやっていることは何か違うぞという思いが強くなりました」

長尾先生は緩和医療、終末期医療こそライフワークと考えるようになり、延命にこだわる勤務医を退き、36歳で兵庫県尼崎市に開業。地域の患者さんの在宅医療をスタートさせます。

「聴診器も当てずに薬を出すような医者ではなく、人を診る、町医者でありたいと思っています。最期ま

医療・介護・葬儀までを
具体的に思い描いて準備する

で食べたい物が食べられて、好きなことができる自由こそが、人間の尊厳ではないでしょうか。自宅であればこれらの自由はたいはい叶えられます。これまでに在宅で看取らせていただいた500人を超える患者さんのほぼ全員が『平穩死』です。病院から自宅に戻ったというだけで、症状が落ち着くケースも多く、亡くな

る数日前まで旅行に行ったり、趣味を楽しまれる方もいらっしゃると思います。胃ろうを造られ、入院中は食事ができなかつた患者さんが、自宅へ帰ってきたら久々に水を飲み、食事がとれたという経験も少なくありません。どこで最期を迎えるかをきちんと考え、元気なうちから準備しておくことで、本人も家族も満足でき



長尾クリニック院長

長尾 和宏さん

1958年香川県善通寺市生まれ。医学博士。東京医科大学卒業後、大阪大学第二内科に入局。1995年に兵庫県尼崎市にて長尾クリニック開業。複数医師による365日年中無休の外来診療と24時間体制での在宅医療に従事。

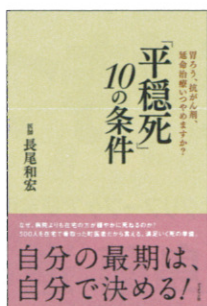
る『平穩死』が迎えられるということ
を、多くの方に知ってもらいたいの
です」

「看取り」の法律への誤解

長尾先生いわく、患者さんとその
ご家族に『平穩死』や『在宅看取り』
への理解を得ることは、それほど難
しいことではないそうです。けれど
も、なぜ病院信仰という「死の外注
化」が当たり前となり、在宅や施設
で最期を迎えることを怖がる医療ス
タッフ・介護スタッフが多いのか。
そこには『在宅看取り』警察沙汰』
と誤解している医師や葬祭関係者が
多いことに原因があるとも言いま
す。

「悲しみの中にも充足感を見出し
たお看取りのあとで、葬儀社の方や
お坊さんに『どうして自宅で死んだ
んですか！』『今どき、珍しいです
ね』など、心ないひとでご家族の

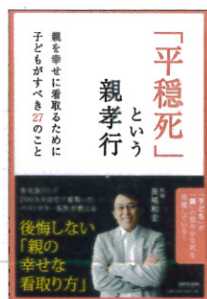
長尾 和宏さんの著書



「胃ろう、抗がん剤、延命治療いつ
やめますか?『平穩死』10の条件」
ブックマン社 (定価1400円)

これまでに10万部を突破。アマ
ゾンでもベストセラーランキ
ング最高4位を獲得するほどの
人気。

<ブックカバーより>
平穩死とはその言葉の通り、
「平穩に最期を迎える」というこ
とです。自然に穏やかにあの世
へ旅立っていく。死を先延ばし
にする延命治療を受けないと
いう選択肢もある。しかし現実
には、不治かつ末期の状態でも
延命治療が行われ、よけいに
苦しむ場合が多い。どうすれば
平穩死できるのか? 全て本音
で話します。



「平穩死」という親孝行
親を幸せに看取るために
子どもがすべき27のこと
アース・スター・エンターテインメント
(定価1260円)

方が傷つけられることも頻繁にあり
ます。また、ある施設では入所者が
亡くなるたびに警察を呼び、呼ばれ
た警察も困惑したり、呼吸停止で呼
ばれた救急車が遺体を乗せて走り回
るなど、トラブルが絶えません。日
本では、24時間以内に診察していれ
ば、医師は死亡に立ち会わなくても
死亡診断書が発行できるというおお
らかな看取りを保証する医師法20条
が昭和24年に制定されています。こ
れを、24時間以内に診察していなけ
れば死亡診断書が発行できない、す
なわち警察に届けなければならぬと
誤解しているがゆえに、警察沙汰
問題が起こっているのです」

去る7月25日の国会中継で『平穩
死議論』が行われ、辻泰弘副大臣に
より、医師法20条が正しく理解され
るよう、法律の解釈通知を出す意向
が示されました。長尾先生がかねて
から指摘していた『在宅看取り』に

関わる誤解やトラブルの減少にも繋
がるのが期待されます。

「今後、政策としても地域医療が
鍵を握っています。生活の場での医
療・介護・葬儀の連携がきちんと取れ
れば、尊厳を持って地域で終末期を
迎えられます。また、私の患者さん
の中には、葬儀関連をすべて自身で
決め、支払いまで済ませて、すつき
りした面持ちの方もいらっしやいま
す。最期を迎えるための準備を具体
的に行うことで、自身も生きる力と
なり、家族も強くいられるのです。
自分の最期を自分で決めるために
も、地域の医療・介護・葬儀の情報取
集に努めることをお勧めします」

町医者として日々駆け回っている
長尾先生ならではの体験談やメッ
セージは、ブログ、ツイッター、講
演会、さらに新刊『胃ろう、抗がん
剤、延命治療いつやめますか?』『平
穩死』10の条件』でも紹介されてい

ミニ

私の『エンディングノート』

- ＊人生最後に食べたいもの(最後の晩餐)
マグロ三昧の寿司
- ＊人生最後に行きたいところ
ハワイ
- ＊天国に持っていきたいもの
サザンオールスターズのCD
- ＊天国で会いたい人
●父親
●空海
●南方熊楠
- ＊生まれ変わったらなりたい職業
歌手

医師法第20条*

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診
断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立
ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交
付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付し
てはならない。但し、診療中の患者が受診後24
時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書
については、この限りでない。

るので、ご自身の終末期について考
える上で参考にしてみてはいかがで
しょうか。